

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後				改正前(注)			
(別紙様式第二号) 〔(第一面) ～ (第三十五面) 略〕 <u>(第三十六面)</u> (単位：百万円)				(別紙様式第二号) 〔(第一面) ～ (第三十五面) 同左〕 〔面を加える。〕			
ENC1：担保資産の状況							
項番		イ	ロ	ハ			
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計			
オン・バランスシートの資産							

1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	・・・・・・・・				
	合計				
オフ・バランスシートの資産					
	証券化エクスポージャー				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオフ・バランスシートの資産及びオフ・バランスシートの資産である証券化エクスポージャーを対象として計数を記載すること

- と。
- b 項番 1 から項番 4 までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d 「合計」の項へ欄には、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオン・バランスシートの総資産の額を記載すること。
- e この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合には、「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(別紙様式第三号)

〔(第一面) ～ (第二十八面) 略〕

(第二十九面)

(単位：百万円)

ENCI：担保資産の状況			
	イ	ロ	ハ

(別紙様式第三号)

〔(第一面) ～ (第二十八面) 同左〕

〔面を加える。〕

項番		担保に供され ている資産の 額	担保に供され ていない資産 の額	合計
オン・バランスシートの資産				
1	現金預け金			
2	特定取引資産			
3	有価証券			
4	貸出金			
5				
	合計			
オフ・バランスシートの資産				
	証券化エクスポ ージャー			

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオン・バランスシートの資産及びオフ・バランスシートの資産である証券化エクスポージャーを対象として計数を記載すること。 b 項番 1 から項番 4 までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。 c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。 d 「合計」の項へ欄には、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオン・バランスシートの総資産の額を記載すること。 e この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合には、「－」を記載すること。 f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。	
備考	「 」の記載は任意である。